

小海町農地情報登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小海町における農地の利用促進及び遊休地の解消を図るため、小海町農地情報登録制度(以下「農地バンク」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「対象農地」とは、農地法第2条第1項において定められた小海町内の農地のうち、所有者が耕作を放棄している又は放棄を予定している農地をいう。
- (2)「農地バンク」とは、対象農地の売却や賃貸を希望する所有者から提供があった情報を収集し、農地の買取りや利用を希望する農家及び新規就農希望者(以下「利用希望者」という。)の照会に対して一元的に情報提供を行うシステムをいう。
- (3)「所有者等」とは、農地に係る所有権その他の権利により対象農地の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(対象農地の登録申込み等)

第4条 農地バンクに対象農地を登録しようとする所有者等は、農地バンク登録申込書(様式第1号)及び農地バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。

(対象農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、農地バンク登録変更届書(様式第3号)に登録事項の変更内容を記載した登録カード(様式第2号)を添えて、町長に届け出なければならない。

(情報提供)

第6条 町長は、必要に応じて、登録された情報の一部を公開するものとする。

(農地バンク利用の申請要件)

第7条 農地バンクの情報を受け、対象農地を利用しようとする者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1)対象農地を耕作し、または耕作できる状態で維持・管理し、遊休農地の発生を防止し、地域の活性化に寄与できる者
- (2)対象農地を耕作し、または耕作できる状態で維持・管理し、地域住民と協調して農業を営むことのできる者
- (3)その他町長が適当と認めた者

(農地バンク利用の申込み及び通知)

第8条 農地バンクの登録農地について、詳細な情報又は利用を希望する者は農地バンク利用申込書(様式第4号)、申込フォーム(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)に必要な事項を記入し、町長に申込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望農地の登録者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 町長は、登録者と利用希望者との対象農地等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 町長は登録者と利用希望者との交渉が合意した場合、農業委員会において利用集積計画を諮問しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 所有者等及び利用希望者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。